

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2022年5月(2022.4.19~2022.5.24)

法令情報

1. 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律 <法律第46号>(2022.5.20公布、2023.4.1施行他)

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の題目が「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改められ、エネルギーの定義に「非化石エネルギー」を追加、事業者に対して非化石エネルギーへの転換を促します。また特定事業者等に対し、新たに非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画及び非化石エネルギー利用状況等の定期報告の提出を求めます。詳細については今後政省令等で規定されます。

工場・貨物輸送等においてエネルギーを使用して事業を行う事業者、特定事業者等が対象です。

<参考>経産省ホームページ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/036.html

2-1. 一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示 <環境省告示第52号>(2022.5.24公布、2022.12.1施行)

-2. 低振動型圧縮機の指定に関する規程 <同第53号>(同上)

2021.12.24公布の改正振動規制法施行令(1月号参照)に伴う告示です。改正施行令では圧縮機のうち定格出力が7.5kW以上のものでも、環境大臣が型式指定する振動が一定限度以下のものについては規制の対象外となります。今回、環境大臣が指定する圧縮機(スクリュー式)の条件が「通常の運転状態において、当該圧縮機から5メートル離れた地点における振動が60dBを超えないもの」と定められ、メーカーからの申請により型式指定されることとしました。

当該圧縮機の製造をおこなう事業者が対象です。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/111028.html>

3. 排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

<環境省令第17号>(2022.5.17公布、2022.7.1施行)

水質汚濁防止法に係る、ほう素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物等に現在設定されている暫定排水基準が、2022.6.30に適用期限を迎えるため見直しが行われました。11業種のうち8業種については2025.6.30まで適用期限を延長し、酸化コバルト製造業に適用されている暫定排水基準は一般排水基準へ移行しました(旅館業及び下水道業については当分の間適用継続)。また、下水道業、旅館業、畜産農業、ジルコニウム化合物製造業、モリブデン化合物製造業の当該物質の暫定排水基準が強化されました。

当該物質を取り扱う当該業種の事業者に適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/111000.html>

4. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令<厚生労働省令第83号>(2022.4.28公布、2022.10.1施行)

安衛法第66条第3項に基づき、塩酸、硝酸等を取り扱う有害な業務を設けている事業者は、従事者に対して定期健康診断に加え、歯科健康診断を行わなければなりません。これまで労働者50人以上の事業者が歯科健康診断結果の提出対象でしたが、労働者の人数に関わらず歯科健康診断結果を提出することに改正されました。

当該有害業務を設けている事業者に適用されます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMI040&id=495210437&Mode=1>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 2020年度 大気汚染防止法の施行状況について (2022. 4. 28環境省)

大防法に基づく2020年度末における規制対象施設の届出数は、ばい煙発生施設22万件(前年度比▲1千)、揮発性有機化合物排出施設3.4千件(同▲70)、一般粉じん発生施設7.1万件(同+700)、水銀排出施設4.5千件(同▲40)と一部で減少しました。工場・事業場等への立入検査は3.5万件(前年比▲8千)と減少しました。行政指導は9千件(同▲3千)行われましたが、行政処分は0件(同▲2)でした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110957.html>

2. 2022年度「環境の日」及び「環境月間」の取組について (2022. 5. 20 環境省)

環境基本法では、6月5日を「環境の日」と定めており、環境省は、毎年6月を「環境月間」として様々な取組を実施しています。今年度は、「環境の日」の認知度向上及び環境問題への更なる意識向上を目的に、ラジオ、インターネット配信、雑誌やSNSを通じた情報発信等の取組を行います。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/111071.html>

3. 環境省熱中症予防情報サイトにおける暑さ指数等の情報発信開始について (2022. 4. 19環境省)

環境省は、2022. 4. 27～10. 26の間、熱中症を未然に防止するため、「環境省熱中症予防情報サイト」にて、暑さ指数等の情報発信を行います。また、LINE公式アカウント「環境省」を開設、熱中症警戒アラートの発表や暑さ指数の情報を受け取ることができます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110940.html>

4. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2022. 4. 26 環境省)

九電産業株式会社の九州7ヶ所のPCB汚染物の洗浄施設が廃棄物処理法に基づく、低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設の認定を受けました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110951.html>

意見募集情報

1. 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を

指定する省令の一部を改正する省令(案)に対する意見公募 (2022. 5. 19総務省)

2022. 1. 28公布の毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(2月号参照)において、触媒、殺菌剤、農薬等に使用される、4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤が「劇物」に指定されたことに伴う改正です。同物質は、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生する危険性を有していると認められたため、消防活動阻害物質に指定されます。総務省は、2022. 6. 20まで意見募集を行っています。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=860202201&Mode=0>

以 上